

生活文化スポーツ局(旧生活文化局)

第1 審査の概要

1 審査の対象

(1) 一般会計

(2) 財 産

2 実地審査場所

生活文化スポーツ局

3 審査の方法

知事から提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、生活文化スポーツ局(旧生活文化局)執行分を審査した。

審査に当たっては、

(1) 決算計数は、正確であるか

(2) 予算の執行は、適正かつ効率的になされているか

(3) 財産の取得、管理及び処分は、適正に処理されているか

などに主眼を置き、決算書等及び証拠書類の照合等を行うとともに、関係部局から決算についての説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第2 審査の結果

1 決算計数について

審査に付された一般会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数は、誤りのないものと認められる。

なお、財産に関する調書の計数については、次のとおり、その一部に誤りが認められた。

(1) 財産管理

ア 公有財産について

<無体財産権>

(ア) 著作権4件(男女平等普及推進ビデオ等)が登載漏れとなっている。

イ 債権について

(ア) 債権(育英資金貸付金)1,531万4,400円が過大に計上されている。

2 事業執行等について

特に意見を付する事項はない。

第3 決算の概要

1 歳入歳出決算の状況

(1) 一般会計

ア 歳入

(単位:千円、%)

科目(款)	予算現額	収入済額	比較増()減額	収入率
使用料及手数料	1,421,087	1,551,763	130,676	109.2
国庫支出金	15,928,825	16,141,218	212,393	101.3
財産収入	63,322	56,333	6,988	89.0
諸収入	1,208,567	1,335,934	127,367	110.5
計	18,621,801	19,085,250	463,449	102.5

歳入は、第7款使用料及手数料ほか3款であり、予算現額186億2,180万余円、収入済額190億8,525万余円、比較増額4億6,344万余円、収入率102.5%である。

歳入の主な内容は、

- ・使用料及手数料のうち、旅券発給手数料等の生活文化手数料 14億8,883万余円
 - ・国庫支出金のうち、私立学校経常費等の学務費国庫補助金 161億2,294万余円
 - ・諸収入のうち、育英資金返還金の学務費貸付金元利収入 10億7,298万余円
- である。

なお、第9款財産収入(項:財産運用収入)において、収入未済額(23万余円)が、第12款諸収入(項:貸付金元利収入)において、不納欠損額(1,017万余円)及び収入未済額(7億2,905万余円)が、同款(項:雑入)において、収入未済額(2,543万余円)が生じている。

イ 歳出

(単位:千円、%)

科目(款)	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
生活文化費	18,867,000	17,648,801	0	1,218,198	93.5
学務費	127,368,000	125,909,034	0	1,458,965	98.9
諸支出金	517	516	0	0	99.8
計	146,235,517	143,558,352	0	2,677,164	98.2

歳出は、第4款生活文化費ほか2款で4項11目に区分し執行しており、予算現額1,462億3,551万余円、支出済額1,435億5,835万余円、不用額26億7,716万余円、執行率98.2%である。

生活文化費の主な執行内容は、

- ・都政に関する広報、広聴等に要したもの

- (項)生活文化費 (目)広報広聴費 25億3,137万余円
- ・東京ウィメンズプラザの運営及び海外渡航事務等に要したものの
 - (項)生活文化費 (目)都民生活費 19億3,313万余円
 - ・江戸東京博物館等文化施設の運営等に要したものの
 - (項)生活文化費 (目)文化振興費 78億6,915万余円
- 学務費の主な執行内容は、
- ・私立高等学校経常費補助等に要したものの
 - (項)私立学校振興費 (目)助成費 1,238億9,791万余円
- である。

2 財産の管理状況

ア 財産

区 分	平成18年度末現在高	平成17年度末現在高	増()減
1 公有財産			
土地	107,758.11 m ²	107,758.11 m ²	0 m ²
建物	222,845.94 m ²	222,845.94 m ²	0 m ²
物 権	地上権 1,020.61 m ²	地上権 1,020.61 m ²	0 m ²
無体財産権	著作権 2 件	著作権 4 件	2 件
	商標権 22 件	商標権 28 件	6 件
有価証券	株券	株券	
	695,000,000 円	695,000,000 円	0 円
出資による権利	447,000,000 円	446,000,000 円	1,000,000 円
2 物 品	3,118 点	3,182 点	64 点
3 債 権	9,481,729,223 円	10,368,467,926 円	886,738,703 円

- 生活文化スポーツ局で所管している財産は上表のとおりであり、その主な増減事由は、
- ・無体財産権(著作権)の減少は、江戸東京博物館資料情報システム等の権利が消滅したことによるもの
 - ・無体財産権(商標権)の減少は、東京都写真美術館のシンボルマーク等の権利が消滅したことによるもの
 - ・出資による権利の増加は、(財)東京都交響楽団出えん金が教育庁から移管されたことによるもの
 - ・物品の減少は、美術館の収蔵品の購入等により58点増加したものの、廃棄等により122点減少したことによるもの
 - ・債権の減少は、育英資金貸付金の返還(8億5,498万余円)等によるもの

である。

イ 債権のうち貸付金の年度末残高

(単位:千円)

貸付金の種類(名称)	平成18年度末残高	滞納(収入未済)額
公衆浴場施設確保資金貸付金	338,712	0
東京都交響楽団経営安定化資金貸付金	85,000	0
育英資金貸付金	7,782,654	670,509
進学奨励事業学資金貸付金	194,226	58,543
合 計	8,400,593	729,052

貸付金の年度末残高及び滞納額は元本を記載している。